

高度化法の中間評価の基準となる 目標値の設定について

2019年10月28日

資源エネルギー庁

はじめに

- 第20回電力・ガス基本政策小委員会及び第34回制度検討作業部会において、小売電気事業者より2019年7月末に提出された高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用の目標達成のための計画（達成計画）の集計結果の報告を行った。
- 今回の作業部会においては、上記の審議会における委員等の意見に関連し、以下のテーマについて取り扱うこととしたい。

- 1. 非化石価値取引市場に関する既存契約見直し指針について（確認）**
- 2. 非FIT非化石証書のRE100への活用について（報告）**
- 3. 事業者ヒアリング**

- 1. 非化石価値取引市場に関する既存契約見直し指針について**
- 2. 非FIT非化石証書のRE100への活用について**
- 3. 事業者ヒアリング**

非化石価値取引市場に関する既存契約見直し指針について

- 非化石価値取引市場に関する既存契約見直し指針（既存契約見直しGL）については、第34回制度検討作業部会（2019年9月13日）において、2020年4月発電分から非FIT非化石証書の対象とされることを踏まえ、「既存の相対契約に関する交渉を開始するためにも、既存契約見直しGLの決定を急いで頂きたい」という趣旨の意見があった。
- 当該既存契約見直しGLについては、第32回制度検討作業部会（2019年5月31日）において議論され、内容について委員等より合意が得られたため、事務局側で時制上の修正等を反映した上で、本日の作業部会をもってセットさせて頂きたい。（資料3-2参照）

＜電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会第二次中間とりまとめ(P.35)＞の記載内容

- 小売電気事業者が、発電事業者との間で締結していた非化石電源の調達に係る既存の相対契約において、多くの場合、当該電気の非化石価値に関する取り扱いは契約上規定されていない。このため、既存の相対契約における非化石価値の取り扱いについては、基本的には契約当事者間の協議によってその取扱いが決められるものではあるが、その協議を円滑に進めるためにも政府として指針（既存契約見直しGL）を示す必要があることから、非化石証書に係る既存契約見直しGLについては、具体的な検討を進めていく。

＜第32回制度検討作業部会（2019年5月31日）＞の意見内容

- 出された資料に異議はないのですが、この契約の見直しがどうなったのか、いいとか悪いとかだけではなくて、どういうことが起こったのかは、もちろん、経営情報でもあるのだけれど、適切にウオッチしていただきたい。経営情報だとかでは難しいということは十分わかりますが、可能な範囲で今後、この制度の見直しとかというのがあるわけですから、そういうタイミングに合わせて、実際に何が起こったのかはご報告いただきたい。
- このガイドラインについては、私のほうからは特に何かコメントがある訳ではないのですが、要するに既存契約は非化石価値が顕在化することを前提とせずに締結されているものが大半かと思しますので、その意味で当事者の意思を確認、明確化するということに主眼があるという理解です。その意味で当事者の協議においてその確認等を進めていくということとなり、ケース・バイ・ケースで対応していただくということだと思います。

1. 非化石価値取引市場に関する既存契約見直し指針について

2. 非FIT非化石証書のRE100への活用について

3. 事業者ヒアリング

RE100への活用について

- 第34回制度検討作業部会（2019年9月13日）において、オブザーバーより、卒FIT電気などの非FIT非化石証書の相対取引におけるRE100への活用に関する関係諸団体の見解について質問があった。
- 質問に対しては、同作業部会において事務局より口頭にて回答済みではあるが、改めて関係諸団体の見解を紹介したい。

＜第34回制度検討作業部会（2019年9月13日）＞の意見内容

- これは事務局へのご質問、確認になりますけれども、この資料でも7ページの下に事業者の意見が出ていますが、非FIT非化石証書のRE100への適合に関する要望として記載がなされていますけれども、現時点におきまして、ご確認できている情報ですとございましたら共有いただければと考えております。

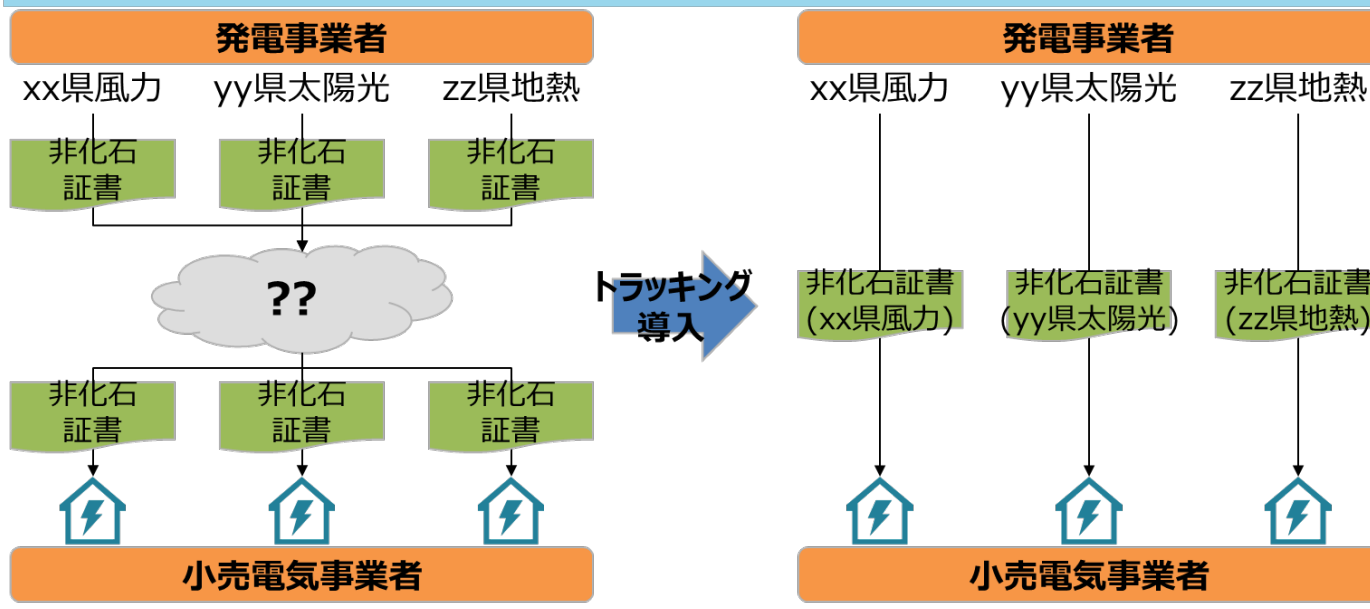
参考：RE100への活用について（FIT非化石証書の取り扱い）

- FIT非化石証書については、その全量がJEPXにおけるオークションで取引されているところ、RE100においては、トラッキングによってFIT非化石証書の由来する電源の属性が担保されているもの（トラッキング付非化石証書）については、RE100での活用を認めるという見解が示されている。

トラッキングスキーム導入の意義

2019年3月第30回電力・ガス基本政策
小委員会制度検討作業部会より抜粋

- トラッキングスキームの導入により、小売電気事業者において購入したFIT非化石証書の由来となった発電所を明らかにすることが可能となった。
- トラッキング付非化石証書については、需要家のRE100に対する報告に活用することも可能とされている。既存の環境価値取引制度であるJ-クレジットやグリーン電力証書に比べて流通量の大きい非化石証書がRE100に対応したことで需要家の再エネ調達環境が大きく改善されたと考えられる。

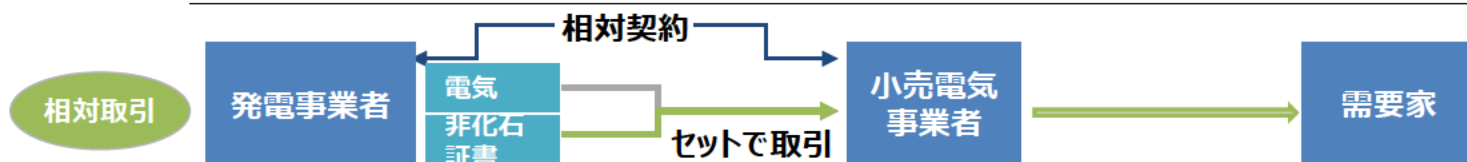


RE100への活用について（非FIT非化石証書の取り扱い）

- 非FIT非化石証書については、FIT非化石証書と異なり、JEPXにおけるオークション取引（市場取引）だけでなく発電事業者と小売事業者による相対取引も認められており、非FIT非化石証書と卒FIT等の電気をセットで相対契約に基づき調達し、販売する小売供給形態も想定されている。
- 上記のような相対契約に基づき非FIT非化石証書と電気をセットで調達し販売する小売供給形態については、需要家のRE100に対する報告に活用することも可能であるとの見解を得ている。以下に見解概要と全文を紹介する。

<2019年7月制度検討作業部会第二次中間とりまとめ(参考図1-7)を基に事務局作成>

スキームイメージ



備考

- ✓ 小売電気事業者は、相対契約に基づき電気と非化石証書を同一の発電事業者からセットで調達。

【RE100見解概要】

- ✓ 再エネ電気の属性が担保された相対契約に基づいて再エネ主張を行うことは可能。
- ✓ 但し、RE100としては、トラッキングシステムが整備され、全ての証書取引において属性がトラッキングされていることを推奨。

<参考：RE100見解全文>

“RE100 defines renewable electricity consumption as the ability to make unique claims on the use of renewable electricity generation and its attributes. As a best practice, company retires or retains energy attribute certificates issued by the energy generation facility from which it wants to claim consumption. In countries where no tracking systems are in place, claims shall be made by transfer of attributes via contracts or any other means that ensure claims are unique and there is no double counting”. Therefore, contractual arrangement of renewable energy attributes can be used to substantiate the RE uses claims, but it’s not a best practice especially when energy attribute certificates are created and issued to the renewable energy generation. Making credible RE use claims depends largely on effectively tracking RE attributes, verifying exclusive delivery by generators and suppliers, and verifying exclusive ownership of attributes by grid customers buying RE. The most sophisticated mechanism for tracking energy attribute certificates is an electronic attribute “tracking system”, in which certificates are electronically serialized and issued to generators with accounts on the system, tracked between account holders in the system where they are traded, and ultimately permanently retired or cancelled electronically by the entity making the claim or on behalf of an end-user making a claim.

1. 非化石価値取引市場に関する既存契約見直し指針について

2. 非FIT非化石証書のRE100への活用について

3. 事業者ヒアリング

事業者ヒアリング

- これまでの審議会において、委員より、「高度化法に係る制度の議論においては、非化石電源比率を高めることでCO2排出を削減するという制度の本来の目的を見失わないことが重要」という趣旨の意見もあった。
- 上記のような意見も踏まえ、非化石エネルギーの利用拡大という高度化法に係る制度本来の趣旨を踏まえ、非化石価値の積極的な取り組みを実際に行っている・検討している以下の事業者のヒアリングを行う。

<長野県企業局>



水の恵みを 未来へつなぐ

長野県企業局

Nagano・Nature・NextのNと企業局の電気事業・水道事業が一体となることで、県民が躍動する姿を表現。
緑色はクリーン電力を、青色は安全・安心な水を、オレンジ色は明るい未来をイメージ。
同時に、信州の雄大な山々と豊かな水源、昇る太陽を表しています。

<エナジープールジャパン株式会社>

